

○ 警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

(昭和30年12月7日警察庁訓令第19号)

改正 昭33.3.31警庁訓9、昭34.4.1警庁訓7、昭36.4.19警庁訓11、昭42.8.31警庁訓12、昭46.4.1警庁訓5、昭49.11.21警庁訓10、昭50.6.25警庁訓8、昭52.5.18警庁訓6、昭55.12.16警庁訓10、昭56.4.3警庁訓4、昭56.12.22警庁訓14、昭57.9.28警庁訓10、昭60.11.11警庁訓11、昭62.5.21警庁訓2、平元.6.23警庁訓7、平5.3.18警庁訓4、平6.11.24警庁訓17、平8.5.21警庁訓6、平11.1.11警庁訓1、平11.10.12警庁訓14、平14.2.20警庁訓1、平16.4.1警庁訓7、平18.5.17警庁訓8、8.18警庁訓12、9.29警庁訓14、平19.5.17警庁訓7、10.1警庁訓11、平20.9.18警庁訓11、平28.3.31警庁訓8、令元.5.23警庁訓1、令2.12.28警庁訓12、令4.3.31警庁訓4、令6.3.7警庁訓1、令7.3.26警庁訓2

(目的)

第1条 この訓令は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「令」という。）及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号）の規定に基づき、国が行う給付の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施機関の権限の委任)

第2条 令第3条に規定する実施機関の権限は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる者が行うものとする。

- (1) 法第3条第1項に規定する場合であつて管区警察局、東京都警察情報通信部又は北海道警察情報通信部の警察官に協力援助した場合 協力援助を受けた警察官の所属する管区警察局、東京都警察情報通信部又は北海道警察情報通信部の長
- (2) 法第3条第3項第1号に規定する場合 関東管区警察局長
- (3) 法第3条第3項第2号に規定する場合 協力援助により災害を受けた地を管轄する都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長

(災害発生報告書)

第3条 法第2条第1項に規定する災害が発生した場合には、その協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長は、警察庁長官（以下「長官」という。）または前条の規定により権限を委任された者（以下「管区警察局長等」という。）に対し、すみやかに、協力援助者災害発生報告書（別記様式第1号）を提出し

なければならない。

(災害の認定等)

第4条 長官又は管区警察局長等は、前条の規定による報告を受けたときは、その災害が法第2条第1項に規定する協力援助をしたための災害であるかどうかの認定を速やかに行うものとする。

2 長官又は管区警察局長等は、前項の規定により、その災害が法第2条第1項に規定する協力援助をしたための災害であると認定したときは、給付を受ける者に対し、災害給付通知書（別記様式第2号）により、速やかにその旨を通知するものとする。令第10条の2第1項後段（令第10条の7第6項において準用する場合を含む。）、第10条の3第1項後段、第10条の4第2号、第12条の2若しくは附則第2条第1項若しくは第2項の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は令第9条第2項の規定の適用を受ける胎児であつた子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となつた場合においても、同様とする。

3 管区警察局長等は、第1項の場合において、法第2条第1項に規定する協力援助をしたための災害であるかどうかの認定に疑義があるときは、前条の規定による報告の写し、その災害が発生したときの状況を詳細に記述した書面その他認定に必要な資料を添付して、長官にその認定を申請しなければならない。

4 管区警察局長等は、第1項の規定により協力援助をしたための災害であると認定したときは、協力援助者災害認定報告書（別記様式第3号）を作成し、速やかに長官に報告しなければならない。

(医療機関等の指定)

第5条 長官及び管区警察局長等は、法第5条第1項第1号に規定する療養の給付を行うため、あらかじめ病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）を指定することができる。

第5条の2 令第7条の2第1項第3号の警察庁長官が定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う施設に限る。）

(休業給付を行わない期間)

第5条の3 令第13条の警察庁長官が定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間若しくは被留置受刑者として留置施設に留置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置されている期間
- (2) 少年法第24条第1項の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている期間、同法第64条第1項の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている期間又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている期間
（年金以外の給付の支給決定方法）

第6条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ、次の各号に定める給付の請求書を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。ただし、第5条の規定により指定された病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。

- (1) 療養給付請求書（別記様式第4号）
- (2) 障害給付一時金請求書（別記様式第5号）
- (3) 介護給付請求書（別記様式第5号の2）
- (4) 遺族給付一時金請求書（別記様式第6号）
- (5) 葬祭給付請求書（別記様式第7号）
- (6) 未支給の給付請求書（別記様式第8号）
- (7) 休業給付請求書（別記様式第9号）

2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 令第7条の2第2項第1号又は同項第3号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支

出された額を証明する書類

- (3) 令第7条の2第2項第2号又は同項第4号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡（令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第8条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長とする。以下同じ。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に令第10条の5の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (5) 請求者が令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者が令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 請求者が令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

4 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類又は資料を添付するものとする。ただし、請求者が、未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合には、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料と同じ書類又は資料については、その添付を省略することができる。

- (1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。）の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類

ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

イ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類

ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者であるときは、令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類

(4) 死亡受給権者が第1項又は第8条の規定による請求をしていなかったときは、当該請求を行うこととした場合に必要な書類その他の資料

5 長官及び管区警察局長等は、第1項に規定する給付の請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

（療養給付および休業給付の支給方法）

第7条 長官および管区警察局長等は、療養給付として支給する費用および休業給付については、毎月1回以上支給を行なうものとする。

（年金たる給付の支給決定方法）

第8条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）を受けようとする者は、傷病給付年金請求書（別記様式第10号の2）、障害給付年金請求書（別記様式第11号）又は遺族給付年金請求書（別記様式第12号）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行なわれていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

(2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類

できる書類

- (4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が令第9条第1項第4号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料
- (5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

3 長官および管区警察局長等は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、すみやかにこれを審査し、支給に関する決定を行ない、請求者に給付決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

4 管区警察局長等は、前項の規定による支給に関する決定を行なうときは、あらかじめ長官の承認を得なければならない。

（金融機関の届出等）

第8条の2 年金たる給付を金融機関で受け取ることを希望する者は、年金受給金融機関届出書（別記様式第12号の2）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る金融機関を変更する場合には、速やかに、年金受給金融機関変更届出書（別記様式第12号の3）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

（年金証書）

第9条 長官および管区警察局長等は、年金たる給付の支給に関する通知をするときは、当該給付を受けるべき者に、あわせて年金証書（別記様式第13号）を交付するものとする。

2 長官及び管区警察局長等は、既に交付した年金証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除く。）を変更する必要がある場合には、新たな証書を交付するものとする。

3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書（別記様式第14号）に亡失の理由を明らかにすることができる書類を添えて、証書の再交付を長官又は管区警察局長等に請求することができる。

（障害の程度の変更）

第10条 長官及び管区警察局長等は、令第6条の2第4項又は令第7条第9項に

規定する場合には、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに、当該給付を受ける者に傷病給付変更決定通知書（別記様式第14号の2）又は障害給付変更決定通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書（別記様式第15号の2）又は障害給付変更請求書（別記様式第16号）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

3 前項の傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、障害の程度に変更があつた時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。

4 管区警察局長等は、第1項の規定による決定を行う場合には、あらかじめ長官の承認を得なければならない。

（年金たる給付の額の改定の通知）

第11条 長官又は管区警察局長等は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金たる給付を受ける者に対し、年金額変更決定通知書（別記様式第17号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

第12条 削除

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第12条の2 長官及び管区警察局長等は、令第10条の11の規定により、年金たる給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

2 前項の通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額

(2) 支払うべき給付の種類、当該給付の支払金の金額及び当該金額のうち(1)の金額に充当した金額

（障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置）

第13条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書（別記様式第20号）、障害給付年金前払一時金請求書（別記様式第20号の2）又は遺族給付年金前払一時金請求書（別記様式第20号の3）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書その他その者

の死亡を証明する書類又はその写し

- (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し市町村長が発行する証明書
- (3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明する書類
- (4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしてないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第2条第4項において準用する令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
- (6) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第8条の規定による請求をしていながつたときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類その他の資料

3 長官又は管区警察局長等は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかに、これを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

（障害給付年金等の支給停止終了の通知）

第13条の2 長官又は管区警察局長等は、令附則第3条第5項の規定による障害給付年金の支給の停止又は令附則第4条第4項において準用する令附則第3条第5項若しくは令附則第8条第3項の規定による遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金支給停止期間満了通知書（別記様式第21号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

（端数の整理）

第14条 令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（遺族給付年金の請求等の代表者）

第15条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を、第8条第1項に規定する請求書の提出及び遺族給付年金の受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、

またはその代表者を解任したときは、すみやかに、書面でその旨を長官または管区警察局長等に届け出るものとする。この場合には、その代表者を選任し、または解任したことを証明することのできる書類を添付するものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第16条 令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書（別記様式第22号）を長官または管区警察局長等に提出するものとする。

2 令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書（別記様式第23号）および年金証書を長官または管区警察局長等に提出するものとする。

3 長官および管区警察局長等は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、または支給の停止を解除したときは、当該申請を行なった者に書面でその旨を通知するものとする。

(定期報告等)

第17条 2年以上療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月1日から同月末日までの間にその療養若しくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族（令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の現状に関し、療養・障害現状報告書（別記様式第24号）又は遺族の現状報告書（別記様式第25号）を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。ただし、長官又は管区警察局長等があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

第17条の2 療養給付を受けている者で、療養の開始後1年6月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていないものは、同日後1月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養・障害現状報告書を長官又は管区警察局長等に提出するものとする。

2 長官及び管区警察局長等は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。

(届出)

第18条 年金たる給付を受けている者は、次に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を長官又は管区警察局長等に届け出るものとする。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が傷病等級に該当する障害の状態の程度に該当しなくなつたとき。

(3) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が障害等級に該当する障害の程度に該当しなくなつたとき。

(4) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。

ア 令第10条第4項第2号に該当するに至つたとき。

イ 令第10条の2条第1項（同項第1号及び第5号を除く。）の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。

ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族（令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の数に増減を生じたとき（その遺族に令第10条の2第1項第5号に該当するに至つた者が生じたときを除く。）。

2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに、書面でその旨を長官又は管区警察局長等に届け出るものとする。

3 前2項（第1項第1号を除く。）の届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

第18条の2 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなつた場合には、その事実を証明する資料を添えて、速やかに、書面でその旨を長官又は管区警察局長等に届け出るものとする。

（記録簿）

第19条 長官及び管区警察局長等は、災害給付記録簿（別記様式第26号）、傷病給付年金記録簿（別記様式第26号の2）、障害給付年金記録簿（別記様式第27号）及び遺族給付年金記録簿（別記様式第28号）を備え、必要な事項を記入するものとする。

（更生決定）

第20条 給付を受けるべき者は、長官または管区警察局長等が行なつた協力援助をしたための災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議のあるときは、次に掲げる事項を記載した給付更生決定申請書（以下「申請書」という。）を長官に提出して、その更生決定を申請することができる。

(1) 協力援助者の住所、職業、氏名および生年月日

(2) 協力援助を受けた警察官の所属部署、官職および氏名

(3) 災害発生の日時および場所

(4) 給付を行なう者の官職および氏名

- (5) 給付に関する通知の要旨および年月日
- (6) 申請の要旨
- (7) 申請の年月日
- (8) 申請者の住所、職業および氏名
- (9) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その続柄または関係

2 前項の申請書には、書類、記録その他の決定に必要な資料を添付するものとする。

第21条 長官は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、決定の結果を書面で管区警察局長等および申請者に通知するものとする。

2 決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 決定
- (2) 請求の要旨
- (3) 決定の理由

(書類の保存)

第22条 給付に関する書類は、その完結の日から3年間保存しなければならない。

(助力と証明)

第23条 協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長および給付の事務を行なう者は、給付を受けるべき者が行なう給付の請求の手續に積極的に助力しなければならない。

2 協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長は、給付を受けるべき者の要求に応じ、すみやかに、必要な証明をしなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭57. 9. 28警庁訓10〕

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則〔昭60. 11. 11警庁訓11〕

1 この訓令は、昭和60年11月11日から施行する。

2 改正後の警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の規定は、昭和60年10月1日以後に死亡した協力援助者の遺族について適用し、同日前に死亡した協力援助者の遺族については、なお従前の例による。

附 則〔昭62. 5. 21警庁訓2〕

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則〔平元. 6. 23警庁訓7〕

この訓令は、平成元年7月3日から施行する。

附 則〔平5.3.18警庁訓4〕

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則〔平6.11.24警庁訓17〕

この訓令は、平成6年11月24日から施行する。

附 則〔平8.5.21警庁訓6〕

この訓令は、平成8年5月21日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、別記様式第13号の改正規定中支払期月に係る部分については、平成8年8月1日から施行する。

附 則〔平11.1.11警庁訓1〕

1 この訓令は、平成11年1月11日から施行する。

2 この訓令による改正前の警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令に規定する様式による書面については、改正後の警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則〔平11.10.12警庁訓14〕

この訓令は、平成11年10月12日から施行する。

附 則〔平14.2.20警庁訓1〕

この訓令は、平成14年2月20日から施行する。ただし、別記様式第4号(1)及び同様式(4)の改正規定については、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)の施行の日(平成14年3月1日)から施行する。

附 則〔平16.4.1警庁訓7〕

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平18.5.17警庁訓8〕

1 この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

2 改正後の第5条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則〔平18.8.18警庁訓12〕

1 この訓令は、平成18年8月18日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定及び次項の規定は、平成18年10月1日から施行する。

2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第5条の2第1号中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(同法附則第35条の規

定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）」とする。

附 則〔平18.9.29警庁訓14号〕

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則〔平19.5.17警庁訓7号〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平19.10.1警庁訓11号〕

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則〔平20.10.1警庁訓11号〕

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則〔平28.3.31警庁訓8号〕

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔令元.5.23警庁訓1〕

この訓令は、令和元年5月24日から施行する。

附 則〔令2.12.28警庁訓12〕

この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

附 則〔令4.3.31警庁訓4〕

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令6.3.7警庁訓1〕

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令第5条の3第2号の規定は、この訓令の施行の日以後に給付の事由が生じた休業給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた休業給付については、なお従前の例による。

附 則〔令7.3.26警庁訓2〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

協力援助者災害発生報告書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 協力援助者の災害が下記のとおり発生した ので報告します。	報告年月日	令和 年 月 日
	文書番号	
	(協力援助を受けた者を指揮する部署の 長の官職氏名) <div style="text-align: right;">印</div>	
1 協力援助を受けた者 官職階級 氏名 (年 月 日生)		
2 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生) 職業 □男 □女		
3 給付を受けるべき者 住所 氏名 (年 月 日生) 協力援助者との続柄又は関係		
4 災害発生の場所		
5 災害発生の日時 平成 年 月 日 午前 時頃 令和 年 月 日 午後 時頃		

6 災害発生の原因及びその状況		
7 傷病名	8 傷病の部位	9 傷病の程度
10 医師の意見、剖検記録等災害が協力援助によるものであるかどうかを認定するため参考となる事項		
11 医師の証明 7から9までに記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名		

- (注) 1 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。
2 添付された診断書等に7から9まで及び10に掲げる事項が記載されているときは、11の医師の証明は省略してもよい。

様式第2号（第4条関係）

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
<p>(給付を受けるべき者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 殿</p> <p>(給付を実施する者の官職氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">災 害 給 付 通 知 書</p> <p>あなたは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により、下記の災害に対する給付を受けることができますので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害を受けた者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (年 月 日生) <input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</p> <p>2 傷病名</p> <p>3 災害発生年月日 平成 令和 年 月 日</p>			

(注 意 事 項)

- 1 あなたは、下記の事由に該当するときは、それぞれの事由に対応する給付を受けることができますので、速やかに請求書を提出して下さい。
- 2 請求に必要な手続等詳細については、近くの警察署に問い合わせして下さい。

あなたが受けることができる給付の内容

1 あなたが被災者である場合

(1) 療 養 給 付

協力援助したために受けた負傷又は疾病については、次に掲げるもので、療養上相当と認められるものを療養給付として受けることができます。

ア 診 察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移送

(2) 傷 病 給 付

協力援助したための負傷又は疾病が療養の開始後1年6月を経過した日以後において、治らないで傷病等級に該当する程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病給付を受けることができます。

なお、傷病給付を受ける場合には休業給付を受けることができません。

(3) 障 害 給 付

協力援助したための負傷又は疾病が治ったとき、障害等級に該当する程度の障害が残ったときは、その程度に応じて障害給付年金又は障害給付一時金を受けることができます。

(4) 障害給付年金前払一時金

障害給付年金を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害給付年金前払一時金を受けることができます。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(5) 介 護 給 付

傷病給付年金又は障害給付年金を受けることができる場合で、国家公安委員会規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）、介護給付を受けることができます。

(6) 休 業 給 付

協力援助したために受けた負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入が得られないときは、その期間、給付基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業給付を受けることができます。

2 あなたが被災者以外の者である場合

(1) 遺族給付

あなたが死亡した協力援助者の遺族であつて、次のア及びイの要件を充たす場合は、遺族給付年金を受けることができます（遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合は、政令の規定により、遺族給付一時金を受けることができます。）。

ア 協力援助者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持していたこと。

イ 次の表の①から⑦までに掲げる遺族のいずれかに該当し、先順位の者がいないこと（順位は、①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者の間にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。）。

順位	遺族
①	妻又は60歳以上の夫
②	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
③	60歳以上の父母
④	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
⑤	60歳以上の祖父母
⑥	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
⑦	55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

備考 夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が、協力援助者の死亡の当時、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあつたときは、①から⑥までに掲げる遺族の年齢に関する要件はなくなります。

ただし、あなたが⑦に掲げる者であるときは、60歳に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。

なお、協力援助者の死亡した日が次の表の(ア)の欄の区分のいずれかに該当するときは、上の表に掲げる遺族の年金についての要件は、次のようになります。

ア 上の表の①、③、⑤及び⑥に掲げる遺族については「60歳以上」とある部分は、それぞれ、次の表の(イ)の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げる年齢となります。

イ 上の表の⑦に掲げる遺族については、「55歳以上60歳未満」とある部分は、それぞれ、次の表の(ウ)の欄の区分に応じて、(ウ)の欄に掲げる年齢となります。

（ただし、上の表の⑦の欄に掲げる者が次の表の(エ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。）。

(ア)協力援助者の死亡した日	(イ)	(ウ)	(エ)
昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳

昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳以上	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳以上	55歳以上59歳未満	59歳

(2) 遺族給付年金前払一時金

あなたが遺族給付年金を受けることができる場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族給付年金前払一時金を受けることができます。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されます。

(3) 葬 祭 給 付

あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行った者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭給付を受けることができます。

(4) 障害給付年金差額一時金

あなたが障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の遺族であつて、死亡した協力援助者に支給された障害給付年金及び障害給付年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額（注参照）に満たないときは、その差額に相当する額の障害給付年金差額一時金を受けることができます。

(注) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令附則第2条(抄)

障害等級	額
1 級	給付基礎額に1,340を乗じて得た額
2 級	給付基礎額に1,190を乗じて得た額
3 級	給付基礎額に1,050を乗じて得た額
4 級	給付基礎額に920を乗じて得た額
5 級	給付基礎額に790を乗じて得た額
6 級	給付基礎額に670を乗じて得た額
7 級	給付基礎額に560を乗じて得た額

(5) 未支給の給付

あなたが給付の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき給付でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の給付を受けることができます。

協力援助者災害認定報告書

警 察 庁 長 官 殿 下記のとおり協力援助者の災害を認定 したので報告します。	報告年月日	令和 年 月 日
	文 書 番 号	
	(管区警察局長等)	
<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block;"></div>		
1 協力援助を受けた者 所 属 官職階級及び氏名		
2 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 職 業		
3 給付を受けるべき者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 協力援助者との続柄又は関係		
4 災害発生の場所	5 災害発生の日時 平成 年 月 日 午前 時頃 令和 年 月 日 午後 時頃	
6 死亡又は傷病の別、傷病名、傷病の部位及びその程度		
7 災害発生の原因及び詳細な状況		
8 その他参考となる事項		

(注) 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。

		請求回数 第 回	
(給付を実施する者の官職氏名)		請求年月日	令和 年 月 日
殿 下記のとおり療養給付を請求します。		(請求者)	
		住所 氏名	
(給付費用の受領委任) この請求書による療養給付の費用の受領を _____ に委任します。 氏名			
(委任に基づく支払請求) 上記委任に基づき、この請求書による療養給付の費用の支払を請求します。 住所 支払請求者の 氏名			
1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 平成 年 月 日 午前 午後 時頃			
3 診療費	内訳は「9 医師の証明」欄記載のとおり		円
4 調剤費	内訳は「10 薬剤師の証明」欄記載のとおり		円
5 看護料	□訪問看護 内訳は「11 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
	平成 令和	年 月 日から 年間 (看護師の資格) 平成 令和 年 月 日まで 日間 □有 □無	円
6 移送費	(交通費) □片道 回		円
	から まで キロメートル □往復		円
7 上記以外の療養費			円
8 療養給付請求金額			円
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日	※決定金額 円
			添付書類 枚

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
 2 「(給付費用の受領委任)」の欄には、診療に当たった医師若しくは医療機関、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者
 に療養給付の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には、
 記入しないこと。
 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
 4 「7 上記以外の療養費」の欄には、その領収書及び明細書を添付すること。
 5 (2)、(3)又は(4)の用紙の記入に代えて同様事項を記載した医師、薬剤師、柔道整復師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよい。

※9 医師の証明		(患者氏名)	
傷病名		(診療期間) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間	
傷病の経過 (現在の状態)	令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中	診療実日数	
診療費の内訳			金額(円)
診察	初診		
	再診		
	往診		
	指導		
投薬	内服 外用	(処方内容・使用量等)	
注射	皮下 静注 筋肉 内服 その他		
処置・麻酔 手酔	(処置名・手術名・回数等) (手術施行年月日) 平成 年 月 日		
検査	(検査名・回数等)		
レントゲン	透視診断 写真診断 撮影 造影剤	(使用フィルム・回数等)	
その他の	(治療名・回数等)		
入院	入院期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間	
	基準給食	看特2	入院料(室料・看護料・給食料)
		看特1	
	普通給食	看1	入院時医学管理料
		看2	
	基準寝具	看3	
その他			
診療費の合計			円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 病院又は診療所の { 所在地 名称 医師氏名			

※10 薬剤師の証明		(患者氏名)										
処方せんを交付した病院又は診療所の		所在地 名称 医師氏名										
調剤期間		平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで	日間	調剤実日数	日
調剤費の内訳											金額(円)	
処方月日	調剤月日	剤型	処方	調剤数量	薬剤価格	調剤手数料						
月 日	月 日				円	円						
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
月 日	月 日											
調剤費の合計											円	
処方せんの枚数											枚	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 薬局の { 所在地 名称 薬剤師氏名												

※11 訪問看護事業者の証明		(患者氏名)							
傷病名		(訪問看護期間)							
傷病の経過		平成	年	月	日から				
		平成	年	月	日まで				
		訪問看護の回数					回		
基 本 療 養 費	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士	指示年月日		年	月	日			
		主治医への直近報告年月日		年	月	日			
	円× 回 円	訪 問 日							
	准看護師	1	2	3	4	5	6	7	
	円× 回 円	8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30	31					
管理療養費	初 日 円								
	2回目以降 回 円								
情報提供療養費	円	提供した情報の概要							
		情報提供先の市(区)町村の名称							
ターミナルケア療養費	円	(備考)							
	死亡年月日 年 月 日								
合計	円								
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名									
医療機関の名称									
主治医氏名									
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。									
令和 年 月 日									
所在地									
訪問看護の事業者の 名 称									
代表者氏名									

障 害 給 付 一 時 金 請 求 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり障害給付一時金を請求します。	請求年月日	令和 年 月 日
	(請求者) 住 所 氏 名	
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)		
2 負傷又は発病の年月日 平成 年 月 日 令和	3 治癒年月日 平成 年 月 日 令和	
4 障害等級 第 級		
5 障害の部位及びその程度		
6 既存障害とその程度		
7 障害給付一時金請求金額 (給付基礎額) (倍 数) 円 × = 円		
8 添付する書類その他の資料名		
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日
		※決定金額 円

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

様式第5号の2（第6条関係）

介 護 給 付 請 求 書

				請求回数 第 回
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり介護給付を請求します。		請求年月日	令和 年 月 日	
		(請求者) 住 所 氏 名		
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 平成 年 月 日				
3 受けている年金の種類 <input type="checkbox"/> 傷病給付年金（傷病等級 級第 号） <input type="checkbox"/> 障害給付年金（障害等級 級第 号）			4 年金証書の番号 第 号	
5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態			6 介護を要する状態の区分 <input type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態	
7 請 求 内 容	請求対象年月	介護に要する費用として支出した額	親族等から介護を受けた日の有無	請求月額
	平成 年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円
	平成 年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円
8 介護を受けた場所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等（名称： 平成 年 月 日～平成 年 月 日） 入院（入所）期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日				
9 親 族 等 で 介 護 に 従 事 し た 者	氏 名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間	
			平成 年 月 日～平成 年 月 日	
			平成 年 月 日～平成 年 月 日	
			平成 年 月 日～平成 年 月 日	
10 介護給付請求金額				円
11 添付する書類その他の資料名				
※受理 令和 年 月 日		※決定 令和 年 月 日		※支払 令和 年 月 日
				※決定金額 円

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
 2 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは「証明書のとおり」と記入すること。
 3 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。

遺族給付一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の遺族給付一時金を請求します。		請求年月日	令和 年 月 日
		(請求者) 住所 氏名 協力援助者との 続柄又は関係	
1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 <small>平成</small> 年 月 日		3 死亡年月日 <small>平成</small> 年 月 日	
4 遺族給付一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	協力援助者との続柄又は関係
			$\left(\begin{array}{l} \text{給付} \\ \text{基礎額} \end{array} \right) (\text{倍数}) \left(\begin{array}{l} \text{支給された年金} \\ \text{及び前払一時金} \\ \text{の額の総計} \end{array} \right)$ $\left(\quad \times \quad - \quad \right)$ $\times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} = \quad \text{円}$
遺族給付年金が支給されていた場合	年金の受給権者であつた者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計 (支給された前払一時金の額)
			円
			円
遺族給付年金前払一時金が支給されていた場合			円
総 計			円
5 遺族給付一時金請求金額			円
6 添付する書類その他の資料名			
※受理 令和 年 月 日		※決定 令和 年 月 日	
		※支払 令和 年 月 日	
			※決定金額 円

※ 7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

(注) ※印の欄には記入しないこと。

葬 祭 給 付 請 求 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり葬祭給付を請求します。	請求年月日	令和 年 月 日	
	(請求者) 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係		
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 平成 年 月 日 令和		3 死亡年月日 平成 年 月 日 令和	
4 葬祭給付請求金額 (給付基礎額) (A) 円+ 円×30= 円 (給付基礎額) (B) 円×60= 円 (A)(B)のうち高 い方の金額 <input type="checkbox"/> (A) <input type="checkbox"/> (B) 円			
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日	※決定金額 円

※ 5 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

(注) ※印の欄には記入しないこと。

未支給の給付請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり未支給の給付を請求します。	請求年月日	令和 年 月 日
	(請求者) 住 所 氏 名 死亡した受給権者との続柄	
1 協力援助者 住 所 氏 名		
2 死亡した受給権者 氏 名 協力援助者との続柄又は関係 (平成 年 月 日 死亡) (令和 年 月 日 死亡)		
3 未支給の給付の種類 (年金たる給付のときは 年金証書の番号 第 号)		
4 未支給の給付の請求金額 円		
5 添付する書類その他の資料名		
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日
		※決定金額 円

(注) ※印の欄には記入しないこと。

休業給付請求書

		請求回数 第 回	
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり休業給付を請求します。		請求年月日	令和 年 月 日
		(請求者) 住 所 氏 名	
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日 生)			
2 負傷又は発病の年月日 <small>平成</small> 年 月 日			
3 請求日数	<small>平成</small> 年 月 日から	のうち	日
	<small>平成</small> 年 月 日まで		
4 請求金額の計算		(給付基礎額) (日数)	
		円 × $\frac{60}{100}$ × =	円
5 休業給付請求金額			円
※	傷病名	現在の状態 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	
	6 (請求日数のうち療養のため業務に従事することができなかつたと認められる日数)	(業務に従事することができなかつたと認められる理由)	
医師	<small>平成</small> 年 月 日から <small>平成</small> 年 月 日まで	のうち	日
の証明	上記のとおりであると認めます。 令和 年 月 日 所 在 地 病院又は診療所の名 称 医師の氏名		
※受理	令和 年 月 日	※決定	令和 年 月 日
		※支払	令和 年 月 日
		※決定金額	円
			添付書類 枚

※ 7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>官 職</p> <p>氏 名 印</p>					

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。
2 該当する口にレ印を記入すること。
3 第2回以後の請求の場合における「3請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。
4 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

様式第10号（第6条、第8条関係）

給 付 決 定 通 知 書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
(請求者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり給付を決定したので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) <div style="text-align: right;">印</div>	
給 付 の 内 容	決 定 額	給 付 の 内 容	決 定 額
療 養 給 付	円	葬 祭 給 付	円
傷 病 給 付 年 金	円	障 害 給 付 年 金 差 額 金	円
障 害 給 付 年 金	円	障 害 給 付 年 金 前 払 金	円
障 害 給 付 一 時 金	円	遺 族 給 付 年 金 前 払 金	円
介 護 給 付	円	未 支 給 の 給 付	円
遺 族 給 付 年 金	円	休 業 給 付	円
遺 族 給 付 一 時 金	円		
合 計			円
備 考			

傷病給付年金請求書

		※年金証書の番号	第	号
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり傷病給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日	令和	年 月 日
		(請求者) 住 所 氏 名		
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 平成 年 月 日 令和				
3 傷病等級 第 級		4 傷病等級該当年月日 平成 年 月 日 令和		
5 傷病の名称、部位及びその状態				
6 既存障害の部位及びその程度				
7 日常生活の状態				
8 傷病給付年金請求金額 (給付基礎額) (倍数) 円 × = 円				
9 添付する書類その他の資料名				
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日	※決定金額 円	

※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

障害給付年金請求書

		※年金証書の番号	第	号
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり障害給付年金の支給の決定 を請求します。	請求年月日	令和	年	月 日
	(請求者) 住 所 氏 名			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 平成 年 月 日 令和		3 治癒年月日 平成 年 月 日 令和		
4 障害等級		第 級		
5 障害の部位及びその程度				
6 既存障害とその程度				
7 障害給付年金請求金額 (給付基礎額) (倍数) 円 × = 円				
8 添付する書類その他の資料名				
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日	※決定金額 円	

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

遺族給付年金請求書

		※年金証書の番号		第 号		
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり遺族給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日		令和 年 月 日		
		(請求者又は代表者) 住 所 氏 名 協力援助者との続柄				
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)						
2 負傷又は発病の年月日 平成 年 月 日 令和			3 死亡年月日 平成 年 月 日 令和			
4 請求の事由		<input type="checkbox"/> 協力援助者の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であつた子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明				
5 請求者及び遺族給付年金を受けられることができる遺族		氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考
6 既に遺族給付年金を受けていた遺族		氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考

7 遺族給付年金請求年額の計算	(給付基礎額) (倍数) 円 × × $\frac{1}{\text{(請求者の数)}} =$ 円				
8 遺族給付年金請求額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合		円		
	代表者を選任した場合		$(7\text{の請求金額}) \times \text{(請求者の数)} =$ 円		
9 添付する書類その他の資料名					
※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
		給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 官 職 氏 名 印			
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※決定金額 円			

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
2 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは(請)、その者が代表者であるときは(代)、その者が身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にある者であるときは(障)、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは(生)と明記すること。

様式第12号の2（第8条の2関係）

年金受給金融機関届出書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 傷病 障害給付年金を下記において受け取りた 遺族 いので届け出ます。	届出年月日	年 月 日
	※年金証書の番号	第 号
	(受給権者又は代表者) 住 所 氏 名	
(金融機関名) 銀行 本店 支	所在地	<input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金
口座名 口座番号		
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日		年 月 日

- (注) 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ、給付を実施する者に相談すること。
 2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

年金受給金融機関変更届出書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 傷病 障害給付年金の受取を下記のとおり変更 遺族 したいので届け出ます。	届出年月日	年	月	日
	年金証書の番号	第	号	号
	(受給権者又は代表者)			
	住 所			
	氏 名			
変 更 前	変 更 後			
(金融機関名)	(金融機関名)	本店支		
銀行	銀行			
	所在地			
本店支	口座名	<input type="checkbox"/> 当座預金	<input type="checkbox"/> 普通預金	
	口座番号			
備 考				
※ 届 出 受 理 年 月 日		年 月 日		

- (注) 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ、給付を実施する者に相談すること。
 2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

第 号

協 力 援 助 者

年 金 証 書

受給権者の氏名

受給権者の住所

(年 月 日生)

年金の種類

(第 級)

年金の額

円

支給開始年月

平成 年 月
令和

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により上記のとおり支給します。

令和 年 月 日

(給付を実施する者の官職氏名)

印

注 意 事 項

- 1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によつて、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。
- 3 次の場合に該当することとなつたときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を給付を実施する者に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合
 - (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあつた場合
 - (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合
 - ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなつた場合を除く。）
 - イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態になつた場合又はその状態でなくなつた場合（障害の限度については、給付を実施する者に相談してください。）
- 4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、必要な届出を行つてください。なお、古い証書は、廃棄してください。
- 6 あらかじめ給付を実施する者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、給付を実施する者に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を廃棄してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合は。

(1) 傷病給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 病状が好転し年金を受けられない程度の障害の程度になった場合（障害の状態については、給付を実施する者に相談してください。）

(2) 障害給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 障害が直り、又は年金を受けられない程度の障害に回復した場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）

(3) 遺族給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となつた場合

エ 離縁によつて死亡した協力援助者との親族関係が終了した場合

オ 受給権者が死亡した協力援助者の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了した場合（その者が協力援助者の死亡の時から引き続き身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあるときを除く。）

カ 身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあることにより受給権者となつている者がその状態でなくなつた場合

8 給付を実施する者への届出、提出、請求等は下記の担当部署宛てに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

様式第14号（第9条関係）

年金証書再交付請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の年金証書を ^{亡失} 損傷したので再交付を請求します。	請求年月日	令和 年 月 日
	(請求者) 住 所 氏 名	
1 証 書 番 号 第 号		
2 証書交付年月日 昭和 平成 令和 年 月 日		
3 受給権者の氏名		
4 傷 病 等 級 第 級		
5 傷病 障害給付年金の額 円 遺族		
※受理 令和 年 月 日		※再交付 令和 年 月 日

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 この請求書には、年金証書の亡失の理由を明らかにすることのできる書類を添付すること。

傷病給付変更決定通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり傷病給付の変更の決定 をしたので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) <div style="text-align: right;">印</div>	
変 更 後		変 更 前	
傷病等級	第 級	傷病等級	第 級
傷病給付年金の額	円	傷病給付年金の額	円
給付が変更になる年月		令和 年 月	
備 考			

障害給付変更決定通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり障害給付の変更の決定 をしたので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) <div style="text-align: right;">印</div>	
変 更 後		変 更 前	
障害等級 第 級	障害等級 第 級	障害等級 第 級	障害等級 第 級
障害給付年金の額 円	障害給付年金の額 円	障害給付年金の額 円	障害給付年金の額 円
障害給付一時金の額 円			
給付が変更になる年月		令和 年 月	
備 考			

傷病給付変更請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり傷病給付の変更を請求します。	請求年月日	令和 年 月 日
	年金証書の番号	第 号
	(請求者) 住 所 氏 名	
1 現在受けている傷病給付年金の傷病等級 第 級		
2 現在受けている傷病給付年金の支給が開始された年月 昭和 平成 令和 年 月		
3 障害の程度に変更があつた年月日 平成 令和 年 月 日		
4 傷病の名称、部位及びその状態		
5 変更後の傷病等級 第 級		
6 添付する書類その他の資料名		
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※決定等級 第 級

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「4傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
 3 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

障 害 給 付 変 更 請 求 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり障害給付の変更を請求します。	請求年月日	令和	年	月	日
	年金証書の番号	第			号
	(請求者) 住所 氏名				
1	現在受けている障害給付年金の障害等級	第			級
2	現在受けている障害給付年金の支給が開始された年月	昭和 平成 令和	年	月	
3	障害の程度に変更があつた年月日	平成 令和	年	月	日
4	障害の部位及びその程度				
5	変更後の障害等級	第			級
6	添付する書類その他の資料名				
※受理	令和	年	月	日	
※決定	令和	年	月	日	
※決定等級	第				級

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「4障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
 3 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

年 金 額 変 更 決 定 通 知 書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 傷病給付年金 下記のとおり障害給付年金の額の変 遺族給付年金 更を決定したので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) <div style="text-align: right;">印</div>	
変 更 後		変 更 前	
傷病給付年金 円		傷病給付年金 円	
障害給付年金 円		障害給付年金 円	
遺族給付年金 円		遺族給付年金 円	
年金の額が変更になる年月		令和 年 月	
変更の理由			
備 考			

障害給付年金差額一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の障害給付年金差額一時金を請求 します。		請求年月日	令和 年 月 日
		(請求者) 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係	
1 協力援助者に関する事項	協力援助者		(死亡年月日)
	住 所		平成 年 月 日
	氏 名 (年 月 日生)		(死亡当時の障害等級) 第 級
		(既存障害とその程度)	
2 障 害 請 求 給 額 付 の 年 計 金 算 差 額 一 時 金	受給権者の氏名	協力援助者との続柄	(給付基礎額) (倍数) (支給された年金及び前払一時金の額の総計) (円 × — 円)
			× ————— = 円
			(受給権者の数)
	障害給付年金が支給されていた場合 (年金証書番号) 第 号		(支給された年金額の合計)
障害給付年金前払一時金が支給されていた場合 (年金証書番号) 第 号		(支給された前払一時金の額)	円
総 計			円
3 障害給付年金差額一時金の請求額			
4 添付する書類その他の資料名			
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日	※決定金額 円

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 「(既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

障害給付年金前払一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の障害給付年金前払一時金を請求 します。	請求年月日 令和 年 月 日		
	請求者 住 所 氏 名		
1 (障害等級) 第 級	2 (既存障害とその程度)		
3 請求者が選択する障害給付年金前払 一時金の額	<input type="checkbox"/> 障害給付年金前払一時金の限度額 <input type="checkbox"/> 1,200倍 <input type="checkbox"/> 1,000倍 給付基礎額の <input type="checkbox"/> 800倍 <input type="checkbox"/> 600倍 <input type="checkbox"/> 400倍 <input type="checkbox"/> 200倍 に相当する額		
4 障害給付年金前払一時金の請求額	(1) 限度額を選択した場合		
	(2) 限度額以外を選択した場合 (給付基礎額) 円 × 倍 = 円		
5 障害給付年金前払一時金の申出を行 った月までの期間に係る障害給付年金 の額の合計額	平成 令和	年 月分	から平成 令和
6 障害給付年金の支給決定に関する通 知を受けた年月日	平成 令和	年	月 日
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日	※決定金額 円

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「2 (既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重
 した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場
 合には、その該当する障害等級を明記すること。
 3 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」の欄については、請
 求者が選択する□にレ印を記入すること。
 4 「5 障害給付年金前払一時金の申出を行なった月までの期間に係る障害給付
 年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた
 年月日」の欄には、障害給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入
 しないこと。

遺族給付年金前払一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の遺族給付年金前払一時金を請求 します。	請求年月日 令和 年 月 日		
	請求者(代表者) 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係		
1 請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額	<input type="checkbox"/> 1,000倍 <input type="checkbox"/> 800倍 給付基礎額の <input type="checkbox"/> 600倍 に相当する額 <input type="checkbox"/> 400倍 <input type="checkbox"/> 200倍		
2 遺族給付年金前払一時金の請求額	(給付基礎額) 円 × 倍 × — = 円 (請求者の数)		
3 遺族給付年金前払一時金の請求額の合計額	(2の請求額) (請求者の数) 円 × = 円		
4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額	平成 年 月分から平成 年 月分まで 令和 年 月分まで 円		
5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日	平成 年 月 日 令和		
(代表者の氏名) _____を代表者として、遺族給付年金前払一時金の請求及び受領を委任します。			
請求者の同順位者	住 所	氏 名	協力援助者との続柄
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日	※決定金額 円

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「1 請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者(代表者)が選択する□にレ印を記入すること。
 3 「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。

年金支給停止期間満了通知書

通知年月日	令和 年 月 日	通知番号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり年金の支給停止期間が 満了したので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) <div style="text-align: right;">印</div>	
停止期間満了の年月		令和	年 月
年金の支給開始年月		平成 令和	年 月
備 考			

遺族給付年金支給停止申請書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の所在不明者に係る遺族給付年金 の支給停止を申請します。		申請年月日	令和	年	月	日
		(申請者) 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 (年 月 日生) 所在不明者との続柄				
1 所 在 不 明 者	年金証書の番号		第 号			
	氏 名					
	最後の住所					
	所在不明となった年月日		昭和 平成 年 月 日 令和			
	所の 在事 不明 理由					
2 申 請 者 の 同 順 位 者	氏 名	住 所	年金証書の 番 号	所在不明者 との続柄		
3 添付する書類その他の資料名						
※受理 令和 年 月 日		※決定 令和 年 月 日		※決定内容 令和 年 月分から停止		

- (注) 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
 2 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄には、その番号が不明のときは記入する必要はない。
 3 この申請書には、所在不明者となった者の所在が1年以上明らかでないことを証明することのできる書類を添付すること。

遺族給付年金支給停止解除申請書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり遺族給付年金の支給停止の解除を申請します。	申請年月日	令和 年 月 日
	(申請者) 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 (年 月 日生)	
支給停止となつた年月		昭和 平成 令和 年 月
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※決定内容 令和 年 月分から解除

(注) 申請者は、※印の欄には記入しないこと。

療 養 現 状 報 告 書
障 害

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり療養障害の現状を報告します。	報告年月日	令和	年	月	日
	(報告者) 住 所 氏 名				
1 負傷又は発病年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	
2 療養開始年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	
3 傷病給付年金 障害給付年金	支給開始年月	昭和 平成 令和	年	月	
4 年金証書の番号	第		号		
5 傷病名又は障害等級					
6 傷病の経過又は障害の状況					
7 日常生活の概況					
8 添付する書類その他の資料名					

- (注) 1 報告者は、※印の欄には記入しないこと。
 2 療養・障害についてはいずれかを○で囲むこと。
 3 「7 日常生活の概況」の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。

※ 9 医 師 の 証 明	傷病又は障害の種類
	傷病の経過及び治療方法の概要
	傷病又は障害の現状
	今後の見込み
	上記のとおりであると認めます。 令和 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名

遺族の現状報告書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿			報告年月日	令和 年 月 日		
			(報告者) 住所 氏名 年金証書の番号 第 号			
下記のとおり遺族の現状を報告します。						
1 協力援助者の氏名 昭和 (平成 年 月 日死亡) 令和						
2 遺 族 給 付 年 金 受 給 資 格 者	氏名	生年月日	住所	協力援助者との続柄	障害の有無	報告者と生計を同じくしている事実の有無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
3 添付する書類その他の資料名						

- (注) 1 2の欄の障害とは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいう。
- 2 2の欄の有無いずれかを○で囲むこと。

災 害 給 付 記 録 簿

No. _____

（表面）

1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日)	9 災害発生の状況とその原因	13 遺族給付	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 <input type="checkbox"/> 年金額 円 <input type="checkbox"/> 一時金額		
			昭和 平成 令和 年 月 日 支給決定 支 払		
受給 権者			氏 名	協力援助者 との続柄	
2 協力援助を受けた者 所 属 官職階級 氏 名		14 葬祭給付	金額 円		
			昭和 平成 令和 年 月 日 支払		
葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄又は関係					
3 負傷又は発病年月日 昭和 平成 令和 年 月 日	15 障害給付 年金差額 一時金		金額 円		
		昭和 平成 令和 年 月 日 支払			
4 傷病名及び傷病の部位		10 給付基礎額 円	受給 権者	氏 名	協力援助者 との続柄
5 傷病等級該当年月日 昭和 平成 令和 年 月 日	11 傷病給付	傷病等級 第 級 号			
		昭和 平成 令和 年 月 日 支給決定			
6 傷病の治癒年月日 昭和 平成 令和 年 月 日	12 障害給付	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 障害等級 第 級 号 <input type="checkbox"/> 準用 <input type="checkbox"/> 併合繰上げ <input type="checkbox"/> 加重			
		<input type="checkbox"/> 年金額 <input type="checkbox"/> 一時金額			
7 死亡年月日 昭和 平成 令和 年 月 日		16 障害給付 年金前払 一時金		金額 円	
		昭和 平成 令和 年 月 日 支払			
8 認定の通知年月日 昭和 平成 令和 年 月 日	17 遺族給付 年金前払 一時金		金額 円		
	昭和 平成 令和 年 月 日 支給決定支払				

(令和 年度)

(裏面)

18 療 養 給 付			19 休 業 給 付			20 介 護 給 付			備 考
支 払 年 月 日	日 数	金 額	支 払 年 月 日	日 数	金 額	支 払 年 月 日	支給に係る月	金 額	
平成 令和 年 月 日	日	円	平成 令和 年 月 日	日	円	平成 令和 年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
計	日	円	計	日	円	計		円	
本年度までの累計	日	円	本年度までの累計	日	円	本年度までの累計		円	

No. _____

災害給付記録簿番号

1	年金証書の番号	第	号	7	昭和 平成 令和	年	月	から	(給付基礎額)	(倍数)	円	
					×	=	円					
					昭和 平成 令和	年	月	から	×	=	円	
2	受給権者の氏名	(年	月	日生)	昭和 平成 令和	年	月	から	×	=	円
						昭和 平成 令和	年	月	から	×	=	円
3	住 所	7		昭和 平成 令和	年	月	から	×	=	円		
		7		昭和 平成 令和	年	月	から	×	=	円		
		7		昭和 平成 令和	年	月	から	×	=	円		
4	傷 病 等 級	第	級	(昭和 平成 令和)	年	月	日	決定)	備 考			
		第	級	(昭和 平成 令和)	年	月	日	決定)				
		第	級	(昭和 平成 令和)	年	月	日	決定)				
5	支給開始年月	昭和 平成 令和	年	月								
6	傷病の名称、部位及びその状態											

(裏面)

8 支 給 に 係 る 月	9 支 払 年 月 日	10 支 払 金 額	備 考
昭和 平成 令和 年 月 ~ 年 月分	昭和 平成 令和 年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
累	計	円	

8 支 給 に 係 る 月	9 支 払 年 月 日	10 支 払 金 額	備 考
昭和 平成 令和 年 月 ~ 年 月 分	昭和 平成 令和 年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月 分	年 月 日	円	
累	計	円	

(裏面)

8 支 給 に 係 る 月	9 支 払 年 月 日	10 支 払 金 額	備 考
昭和 平成 令和 年 月 ~ 年 月分	昭和 平成 令和 年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
年 月 ~ 年 月分	年 月 日	円	
累	計	円	

No. _____

災害給付記録簿番号

1 年金証書の番号 第 _____ 号	6 障 害 給 付 年 金 の 額	昭和 平成 令和	年	月	から	(給付基礎額)	(倍数)	×	=	円
		昭和 平成 令和	年	月	から	×	=	円		
		昭和 平成 令和	年	月	から	×	=	円		
2 受給権者の氏名 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)		備 考								
3										
住										
所										
4 障 害 等 級	第 _____ 級	昭和 平成 令和	年	月	日	決定)				
	第 _____ 級	昭和 平成 令和	年	月	日	決定)				
	第 _____ 級	昭和 平成 令和	年	月	日	決定)				
5 支給開始年月	昭和 平成 令和	年	月							

No. _____

災害給付記録簿番号	
-----------	--

1 遺族給付年金受給資格者	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	受給権者となつた年月日	その事由	年金証書の番号	

2 遺族給付年金の額	昭和 平成 令和	年	月から	(給付基礎額) (倍数)			
				×	=	円	
	昭和 平成 令和	年	月から				
	昭和 平成 令和	年	月から				
昭和 平成 令和	年	月から					

